

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

(開催要領)

- 1 日時 平成27年5月29日（金）14:37～14:40
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

<関係省庁>

渡辺 真俊 厚生労働省医政局医事課長
櫻井 真典 厚生労働省医政局医事課企画法令係長
吉川 裕貴 厚生労働省医政局医事課主査
長谷川 勇希 厚生労働省医政局医事課企画法令係

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室室長代理
宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 臨床修練医師に対する医師国家試験の実地試験の省略
 - 3 閉会
-

○宇野参事官 先に始めていただきたいと思います。「臨床修練医師に対する医師国家試験の実地試験の省略」ということで、4月17日にワーキングで1回、厚生労働省からお話を伺っております。その際に、試験の省略に関する対外的な周知方法について検討を行うということで終わっておりますので、そのことについて再度の検討の状況についてお話しいただければと思います。

それでは、八田先生、お願いします。

○八田座長 御説明よろしくお願ひいたします。

○吉川主査 厚生労働省医事課です。

お手元に横長の1枚紙を用意させていただいてございます。

4月17日に議論をさせていただいたものでございますけれども、若干おさらいなのですが、1ポツ目が一番ポイントでございますので、繰り返させていただきますけれども、二国間協定に基づく医師国家試験において、実地試験を省略し、筆記のみの試験にするには、国家戦略特区において臨床修練を行った外国人医師ならば、それでよろしいだろうということで議論が進んでいるところでございます。

ただし、三つ目の○になりますけれども、実地試験を省略すると、こうした臨床の知識及び議論が確認できなくなることから、実地試験に代えて臨床修練指導医から当該者にこうした臨床の知識があることを示す意見書を提出していただくことを考えているということです。

今日の御相談は、医道審議会医師分科会の御意見で、臨床修練指導医の意見書はいいのだけれども、もう少し組織的な立場から、全体を見る立場から臨床修練病院等の管理者からも意見書をもらうようにしたらどうかというところが、下線で引いてあるところが今日の御相談事項でございまして、このような形で進めさせていただければという御相談でございます。

これでよろしいようでございましたらば、医道審議会医師分科会に諮った後に、関係国の大蔵館に発する方向で検討していくことになるのかなと思っているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、阿曾沼先生、どうぞ。

○阿曾沼委員 そうですね。臨床修練指導医は管理者のもとにいるわけですから、指導医だけだと恣意的に書いてもらっては困るということですね。指導医が恣意的に書いたもので、それを国として受け取れないから、ちゃんと病院長なりが一緒に判断を押せという話ですね。修練制度そのものは組織として修練を受けるわけだから、組織の管理者が判断を押せということだと思いますから、それは問題ないと思います。修練医や指導医の人たちの緊張感も醸成できるので、それはいいと思います。

○八田座長 では、そういうことで。どうもありがとうございました。